情報センター運営委員会要項

平成 15 年 4 月 1 日

要項

設置

第 1 条

情報センター要項第 5 条第 2 項に基づき、名城大学に、情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

任務

第 2 条

運営委員会は、情報センターの運営並びに教育研究に関連するＩＴインフラストラクチャー及び情報システム（以下「情報システム等」という。）並びに附属情報処理教室、マルチメディア教室、コンピュータ教室及び関連施設（以下「情報処理教育関連施設」という。）の運用管理に係る方針その他必要な事項を審議することを任務とする。

組織

第 3 条

運営委員会は、次の者をもって組織する。

(1)　情報センター長

(2)　各学部から選出の教育職員 1 名

(3)　情報センターの事務職員 1 名

2　前項第 2 号の委員については、学長が委嘱するものとする。

任期

第 4 条

前条第１項第２号に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けたときは補充を行い、補充委員の任期はそれぞれ前任者の残任期間とする。

委員長

第 5 条

運営委員会に委員長を置く。

２　委員長は、情報センター長とする。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行うものとする。

会議

第 6 条

運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　運営委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

３　議決を要する場合は、過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

４　第３条第１項第２号の委員に止むを得ない理由があるときは、委員会に代理者を出席させることができる。

委員以外の者の出席

第 7 条

運営委員会は、必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

２　各センター等は、運営委員会に陪席し、議案を提案することができる。

専門部会

第 8 条

運営委員会に、情報システム等及び情報処理教育関連施設の運用管理に係る事項を審議する専門部会を設置することができる。

２　専門部会の任務及び組織等については、情報センター長がこれを定める。

運営委員会等の事務

第 9 条

運営委員会及び専門部会の事務は、情報センターが処理する。

附則

この要項は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 19 年 6 月 30 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 9 月 30 日要項）

この要項は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 9 月 30 日要項）

この要項は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。